

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働組合
横浜地方本部
発行者/ 石垣 洋
編集者/ 教育・広報部

申29号

エルダー社員制度の雇用契約に関する申し入れを行う

エルダー社員制度は、高年齢者雇用安定法が施行されたことにより JR 東日本で平成 20 年 4 月に施行されました。エルダー社員として雇用されるにあたり、業務内容・就労条件を提示し、その内容に基づいて、JR 東日本横浜支社とエルダー社員として 5 年間の再雇用の契約をしています。

エルダー社員として雇用されている社員から「湘南ラスカ商事が湘南ステーションビルに吸収され、新たな出向先に移行すると職場内において説明されている」ということが明らかにされました。

説明された内容から出向先である湘南ラスカ商事が消滅することが明らかになり、就業規則に定めがない事象が発生し、そこに働くエルダー社員が今後の生活に不安を感じています。

横浜支社へ下記の通り申し入れを行いました。

《申し入れ内容》

1. エルダー社員は、業務内容・就労条件を基に JR 東日本横浜支社と雇用契約を結んで雇用されているが、出向先会社が消滅する場合や会社都合により変更をせざる得ない場合は、雇用契約主の横浜支社が責任を持ち、早期に説明すること。
2. 5 年間の業務内容・就労条件で JR 東日本横浜支社とエルダー社員として雇用契約を結んでいるが、出向先が消滅する場合や会社都合により変更をせざる得ない場合は、業務内容・就労条件は契約時と同等の出向先を再提示し、対象社員が納得できるものにする。
3. 就業規則及び労働協約・協定に依れない場合は、労働組合に説明し、協議すること。

エルダー社員制度の問題点として事実を明らかにしていきます!!